

新型コロナウイルスの影響により株主総会の延期等を行う場合 の役員給与の損金算入について

令和2年6月12日

経済産業省

新型コロナウイルスの影響により決算・監査に関する業務に大きな遅延が生じ、株主総会の延期等を行う企業の役員給与について、法人税法上の損金算入の手続等に関する考え方は以下の通りです。この内容は国税庁に事前に確認しています。

なお、定期同額給与については国税庁ホームページにQ&Aが掲載されていますので、あわせてご確認ください。

▶ 定期同額給与（法人税法第34条第1号第1項）について

定期同額給与の改定については、会計期間開始の日から3月（法人税法第75条の2第1項各号の規定の適用を受けている場合にはその指定月数に2を加えた月数）を経過する日（以下「3月経過日等」といいます。）までに行うことが要件とされています。

新型コロナウイルス感染症の影響により決算・監査に関する業務に大きな遅延が生じ、定時株主総会を延期することとなったことに伴い、定時株主総会に合わせて継続して毎年所定の時期にされる役員給与の通常改定が3月経過日等後に行われる場合には、自己の都合によらない、法人税法施行令第69条第1項第1号イに規定する「特別の事情があると認められる場合」に該当し、定期同額給与の通常改定期の要件を満たすこととなります。

▶ 事前確定届出給与（同法第34条第1項第2号）について

新型コロナウイルスの影響により決算・監査に関する業務に大きな遅延が生じ定時株主総会を延期することとなったことに伴い、事前確定届出給与に係る定めについての株主総会等の決議が例年の株主総会等の決議の時期より遅れることとなったため、法人税法施行令第69条第4項第1号に定める届出期限（4月経過日等）ま

でに事前確定給与に関する届出ができない場合は、国税通則法第 11 条に基づく届出期限の延長が認められます。

➤ 業績連動給与（同法第 34 条第 1 項第 3 号）について

新型コロナウイルスの影響により決算・監査に関する業務に大きな遅延が生じ、継続会を開催又は株主総会を延期することとなったことに伴い、適正な手続きを経た業績連動給与の決定が 3 月経過日等後になった場合、法人税法第 34 条第 1 項第 3 号イ(2)の適正手続き終了時期の要件を満たさないこととなります。

ただし、次の事例のような場合には、その決定は 3 月経過日等までに行われたものと認められますので、適正手続き終了時期の要件を満たすこととなります。

（業績連動給与の損金算入要件を満たすと考えられる例）

- 継続会を行う場合においては、3 月経過日等までに開催する当初の株主総会で役員選任決議と併せた決議により業績連動給与を決定し、その後の決算報告を継続会で行う場合
- 3 月経過日等までに開催する報酬委員会又は報酬諮問委員会への諮問を経た取締役会において業績連動給与を決定し、延期された株主総会において当該給与にかかる金額等の承認や役員選任の決議を行う場合

以上